

## 9. 寮生会関係

### (1) 寮生会会則



# ○宇部工業高等専門学校寮生会会則

(平成元年4月1日)  
制 定

改正 平成2年6月5日 平成6年6月14日  
平成9年8月4日 平成9年12月26日  
平成16年4月1日 平成28年1月27日

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** 本会は、宇部工業高等専門学校寮生会と称する。

(目的)

**第2条** 本会は、学寮管理運営規則第11条の規定により、寮務主事の指導監督のもと、自律・友愛・協調の寮訓に基づき、健全な寮生活を営むことを目的とする。

(会員)

**第3条** 本会は、宇部工業高等専門学校の寮生全員をもって構成する。

(機関)

**第4条** 本会は、第2条の目的を達成するために、次の各機関を置く。

- (1) 寮生総会
- (2) 寮役員会
- (3) 監査委員会
- (4) 選挙管理委員会

**第5条** 各機関の会議は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、会則の改正は第9章の定めにより行うものとする。

## 第2章 寮生総会

(地位)

**第6条** 寮生総会（以下「総会」という。）は、本会の最高議決機関である。

(定期総会)

**第7条** 定期総会は年2回とし、11月及び5月に開催するものとする。

(臨時総会)

**第8条** 臨時総会は、次に掲げる場合に開催しなければならない。

- (1) 寮役員会の要請があったとき
- (2) 会員の4分の1以上の要請があったとき

(総会の招集)

**第9条** 総会は、寮生会長（以下「会長」という。）が招集するものとし、原則として5日前までに日時、場所、議題を告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(総会の審議議決事項)

**第10条** 総会は次の事項について、審議議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 会長、寮生会副会長（以下「副会長」という。）及び1・2学年代表並びに消火班以外の役員の承認
- (3) 予算、決算の承認及び当期の活動報告、次期の活動方針
- (4) 監査委員会の報告
- (5) その他の重要事項

(総会の議長)

**第11条** 総会の議長は、会長が指名し、総会出席者の過半数の承認を得るものとする。

### 第3章 寮役員会

(寮役員会の職務及び構成)

**第12条** 寮役員会は、本会の最高執行機関であり、次の役員をもって構成する。

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| (1) 会長                    | 1名 |
| (2) 副会長 男子（但し、第3学年から選出する） | 1名 |
| 女子（但し、第4学年から選出する）         | 1名 |
| (3) 総務部長                  | 1名 |
| (4) 総務部書記                 | 1名 |
| (5) 会計委員長                 | 1名 |
| (6) 文化広報委員長               | 1名 |
| (7) 清掃美化委員長               | 1名 |
| (8) 企画委員長                 | 1名 |
| (9) 学力向上委員長               | 1名 |
| (10) 国際交流委員長              | 1名 |

(11) 棟長 各居住寮棟 1 名

(12) 1・2 学年代表 各 2 名

(寮役員会の招集)

**第 13 条** 寮役員会は会長が招集し、原則として毎月 1 回開く。ただし、次の場合には臨時に招集しなければならない。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 寮役員の過半数の要請があったとき

(寮役員の仕事)

**第 14 条** 寮役員の仕事は次のとおりとし、棟長を除き他の役員を兼務することができない。

(1) 会長 本会を代表し、会の目的達成を図るとともに、寮役員会を統括する。

(2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。

(3) 総務部長 総務部会を構成し運営する。

(4) 総務部書記 総会及び寮役員会の記録を作成し、保管する。

(5) 会計委員長 本会の予算、決算に関すること、及び出納経理を処理する。

(6) その他の委員長 各委員会を代表し、必要人員で部会を構成し運営する。

(7) 棟長 各寮棟の責任者として寮棟の統括、指導に当たる。

(8) 1・2 学年代表 1・2 学年寮生の意見を本会の運営に反映させるため、役員会において学年代表として意見を述べる。

**第 15 条** 本会の事業計画及び予算、決算は寮役員会が作成し、総会の承認を得るものとする。

(寮役員会の選出)

**第 16 条** 会長、副会長は会員の直接選挙により選出する。ただし、副会長については男女別に選出する。

**第 17 条** 各委員長、総務部長及び書記並びに各棟長は会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

**第 18 条** 1・2 学年代表は、その学年の寮生による互選とする。

#### 第 4 章 会計

(経費)

**第19条** 本会の運営に関する資金は、会員からの会費及び寄附金その他をもってこれに充てる。

(会計年度)

**第20条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(現金の収支及び保管)

**第21条** 本会の会計業務は、会長の責任において会計委員長が当たり、現金の収支及び保管は、寮務主事に委託するものとする。

(予算、決算)

**第22条** 本会の予算は、各委員長より提出された予算要求に基づき、会長が予算案を作成し、総会の承認を得て決定する。

2 会長は、年度終了後1ヶ月以内に決算報告書を作成し、監査委員会の監査を受けた後、総会の承認を得るものとする。

(支出)

**第23条** 各委員会の経費支出は、各委員長からの請求により会長の決裁を得て支出の手続きをしなければならない。

(帳簿)

**第24条** 会計委員長は、本会の経理に関する一切の現金出納を会計簿に記載するものとする。

(会費)

**第25条** 本会の会費は年額2,000円とし、4月に納付するものとする。ただし、4月以外の月に入寮する者は、入寮した日の属する月に納付するものとする。

2 同一会計年度内再入寮の場合、その会計年度会費既納者は、これを免除する。

## **第5章 会計監査**

(監査委員会の任務)

**第26条** 監査委員会は、本会のすべての会計について年2回会計監査をし、その結果を定期総会に報告しなければならない。

(監査委員会の権限)

**第27条** 前条の監査を行うため、関係者に対して必要書類の提出を求めることができる。

(監査委員の選出及び兼務禁止)

**第28条** 会計監査委員は、2名とし、5月の定期総会において、4学年または3

学年から議長が推薦し、総会の承認を得るものとする。

2 監査委員は、他の役員を兼務できない。

## 第6章 選挙

(選挙管理委員会)

**第29条** 会長、副会長の選挙は、選挙管理委員会が行う。

(選挙管理委員)

**第30条** 選挙管理委員会は、委員長1名、委員若干名をもって組織し、委員長は互選とする。

2 選挙管理委員は、5月の定期総会において議長が推薦し、総会の承認を得るものとする。

3 選挙管理委員は、寮役員を兼務することができない。

(選挙の日程)

**第31条** 会長、副会長の選挙は、7月に行う。

2 選挙管理委員長は、選挙の2週間前に選挙すべき役員名、選挙日程、投票日その他の必要事項を公示しなければならない。

(立候補)

**第32条** 会長、副会長の選挙は立候補制とする。

**第33条** 会長又は副会長に立候補しようとする者は、選挙の10日前までにいずれかの役を指定して、3名以上の推薦者が署名押印した推薦者名簿を付し、選挙管理委員長に届け出なければならない。

2 選挙の10日前までに立候補者がいない場合は、寮役員会で推薦しなければならない。

3 立候補者が、会長1名、副会長男女各1名の場合、及び前項により寮役員会で推薦した者については信任投票を行う。

(立候補者の告示期間)

**第34条** 立候補者告示と選挙の間は、1週間以上の余裕がなければならない。

(選挙活動)

**第35条** 立候補届け出と同時に選挙活動を行うことができる。

(有効投票)

**第36条** 選挙は、会員の過半数の投票がなければ効力を発しない。

(選挙の立ち合い)

**第37条** 選挙管理委員は、選挙の立会人となる。

(開票)

**第38条** 開票は公開とし、選挙管理委員会が行い、即日開票とする。

(当選者の確定)

**第39条** 得票数最多者を当選とする。ただし、有効投票総数の過半数に満たない場合は、最高得票者と次点者2名で決選投票を行う。

2 決選投票は、原則として3日以内に行うものとする。

3 信任投票の場合は、過半数の得票をもって信任されたものとする。

4 選挙管理委員長は、選挙結果確定後直ちに全立候補者の得票総数を告示しなければならない。

## **第7章 消防**

(消防組織)

**第40条** 本会に消防活動のために組織を置く。

2 消防活動のために組織は、付表のとおりとする。

3 消火班は、各階寮生の互選によるものとする。

## **第8章 役員の任期**

(任期)

**第41条** 各役員の任期は、次の各号に掲げるものを除き、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(1) 総会の議長 総会の期間

(2) 1・2学年代表 毎年4月から翌年3月31日まで

(3) 会計監査委員 総会承認の日から翌年5月の総会終了まで

(4) 選挙管理委員 総会承認の日から選挙の業務終了まで

(5) 消火班 前期及び後期の各期

2 各役員に欠員の生じたときは、その都度それぞれの方法により補充し、任期は全任者の残任期間とする。

## **第9章 会則の改正**

(改正手続き)

**第42条** 本会則の改正は、総会で会員の3分の2以上の賛成を必要とし、校長の承認を要するものとする。

## **附 則**

- 1 この会則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この会則施行前に現行の宇部工業高等専門学校寮生会会則に基づき選任された各役員は、この会則施行後も引き続き関係各役員に選任されたものとみなす。
- 3 現行の宇部工業高等専門学校寮生会会則（昭和46年4月1日制定）は、廃止する。

**附 則**

この会則は、平成2年6月5日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

**附 則**

この会則は、平成6年6月14日から施行する。

**附 則**

- 1 この会則は、平成9年8月4日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
- 2 第25条第1項に定める改正後の会費は平成9年度に限り、改正前の会費との差額を10月に納付するものとする。

**附 則**

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この会則は、平成28年1月27日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

付 表

学寮地区自衛消防隊組織表

| 班 別   | 係 名 | 係 員                     | 任 務                                     |
|-------|-----|-------------------------|---|
| 通報連絡班 | 通報係 | 職員又は宿直員                 | ・消防機関に通報                                |
|       | 連絡係 | 職員又は宿直員<br>寮生会長<br>総務部長 | ・出火を寮生全体に知らせるとともに緊急連絡処置                 |
| 消 火 班 | 器具係 | 寮生各階 1 名                | ・消火器の操作                                 |
|       | 放水係 | 寮生各階 1 名<br>(6名)        | ・火災発生時の放水                               |
| 避難誘導係 | 誘導係 | 棟長、指導員                  | ・出火時における避難者の誘導                          |
|       | 救助係 | 棟長、指導員                  | ・避難施設、器具使用による救助                         |
| 防護措置班 | 工作係 | 職員又は宿直員<br>寮生会副会長       | ・消防隊の誘導、消防活動の障害物の除去                     |
|       | 防護係 | 職員<br>棟長、指導員            | ・電気設備、ガス危険物関係設備、その他火災時に大災害を発生する危険物の安全措置 |
| 搬 出 班 | 搬出係 | 職員、分別委員長                | ・重要書類、重要物件等の搬出                          |
|       | 警戒係 | 企画委員長<br>清掃美化委員長        | ・無関係者の寮内立入阻止、盗難防止                       |
| 救 護 班 | 救護係 | 職員                      | ・負傷者の救護                                 |

